

マス、但シ賣藥ニ關シテハ單リ花柳病ニ限ラズ他ノ傳染病、殊ニ肺結核ノ如キモノヲ將來賣藥取締法ヲ制定サレテ、正ヲシマシテ、極メテ不徹底ナルコトヲ爲サレルヨリモ、モット徹底シタル取締ヲ爲サレルコトヲ希望スル意味ニ於キマシテ、此眼前ノ案ニ賛成スルコトハ出來ナカッタノデアリマス、併シ宮島君ノ提示サレマシタ此希望條件ニ付キマシテハ、全部賛成シタイト思フノデアリマス、尙ホ私ハ本案ニ對シマシテ修正ノ意見ヲ提出シタイト思フノデアリマス、ソレハ「第五條ヲ左ノ通り改ム」第六條ヲ第七條トシ、第五條ヲ別ニ入レルノデアリマス、即チ第五條トマシテ「傳染ノ虞アル 花柳病ニ罹レルコトヲ知リ又ハ知ルヘクシテ賣淫ヲ爲シタル者及賣淫ノ媒合又ハ容止ヲ爲シタル者ハ六箇月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス、但シ傳染防止ニ付相當ノ方法ヲ講シタル者ハ其刑ヲ減輕ス」、斯ウ修正致シタインデアリマス、本案自體ハ洵ニ結構ナ案デアリマス、私共案ノ精神ニ付キマシテハ贊成致シテ居ル一人デアリマスガ、一體法案ノ名前カラシマシ

テ花柳病豫防法案トアリマスケレドモ、
内容ヲ視テ見マスト、是ハ賣淫者ハ花
柳病豫防ノ中デ極メテ一部ノ者デアッ
テ、苟モ國法トシマシテ花柳病豫防法
案ト云フ大キナ銘ヲ打ツテモ、此内容ヲ
調ベレバ淫賣婦ノ取締デアリマシテ、
甚ダ不徹底デアル、殊ニ第五條ノ如キ、
政府ノ説明ニ依リマスレバ是ハ婦人ノ
ミデハナイ、男子ニモ適用サレルモノ
ト仰シャルケレドモ、實際ハ賣淫婦ノ
ミヲ取締ルコトニナリマシテ、極メテ
是ハ現代ノ立法ト致シマシテ、殊ニ男
女同權ノ精神ガ將ニ高調セントスル際
ノ立法トシマシテハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘ
ナイ、時代逆行ノ一ツノ法案デハナイ
カト思フノデアリマス、ソコデ私共ハ
男女平等ニ賣ツタ者モ買ツタ者モ惡イ、殊
ニ單ニ賣淫業者ノミナラズ一般ノ男女
ノ間ニモ、此恐ルベキ花柳病ヲ絶滅シ
タイト云フ 理想ノ見地カラ、第五條ヲ
入レマシテ、即チ一般ノ男女モ、花柳病
デアルコトヲ知リ、又ハ知ルベクシテ
性交ヲ爲シタル者ハ三箇月以下ノ禁錮
又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス、但シ是
ハ告訴ニ依ラザレバ之ヲ認メナイノデ
アリマスガ、我國デハ初メテ行ハレル
法案デアリマスカラ、三箇月程度デ、而
モ之ニ罰金ヲ加ヘテ極メテ輕クシテア
リマス、外國ノ立法ニ比べマスレバ、
三箇月位デハ輕イノデアリマス、外國
デハ一年或ハ三年ト云フヤウナコトモ
アリマスガ、我國デハ初メテ行ハレル
ルト思フノデアリマス、其位ノモノハ

モウソロ／＼當然日本ニ行ハレテモ宜
イト私ハ信ジテ居ルノデアリマシテ、
希クバ此進歩シタル修正案ニ對シマシ
テ、是非トモ皆様ノ御贊成ヲ得タイト
思フノデアリマス、第五條ヲ入レマシ
タ結果、現在ノ第五條ヲ第六條トシ
シテ、此様ニ修正シタ次第デアリマス、
希クバ御贊成アランコトヲ望ミマス
ス

マス、唯第五及六ノ終リガ「スヘシ」「行
フヘシ」トアリマスガ——「コト」トナツ
テ居レバ是デ結構ダト思ヒマスカラ、ソレ
此儘ニシテハ如何デアリマスカ、ソレ
ヲ先ヅ御尋ネラシテソレカラ政府ニ御
尋ネラシタイ、ソレカラ只今ノ宮島委
員ノ本案ニ對スル修正案並希望決議、
此決議ハ三派カラ出タ小委員諸君ガ、ソレ
皆精神ニハ御同意ノヤウデアリマスガ、
之ニ對シテ政府ハ全然御同意デアリマ
スカ、之ヲ伺ヒタインデアリマス
○鈴木政府委員 只今宮島サンカラ御
報告ニナリマシタ修正案ニ付キマシテ
ハ、此案ガ衆議院ヲ通過シ、又貴族院モ
通過スルト云フコトデアレバ贊成致シ
マス、ソレカラ希望決議ニ付キマシテ
ハ、政府ニ於テ出來ルダケ御希望ニ副
フヤウニ努メタイト思ヒマス

○土屋委員 念ノ爲ニ伺ッテ置キタイ
ノデアリマスガ、小委員ノ一員タル親友中原委員ハ、昨日賣藥法ニ關シテ修正案ヲ出スコトニ大分御反対ノヤウナ御議論デゴザイマシタガ、只今小委員ノ一人ニナッテ、此案ガ出タノヲ見マスルト云フト、矢張宮島委員ノ御意見ニ御同意ニナッテ、全然之ニ賛成デアルメ一應委員長ヨリ御確メヲ願ヒタイノニアリマス

○作間委員長 直接貴方カラ中原君ニ御質問ナサッタラ宜イデセウ

○土屋委員 ソレデハ直接ニ中原君ニ承リマスガ、只今私ガ委員長ヲ通ジテ同ハウトシタコトニハ、間違ガアリマセヌカ、即チ全然此案ニ御同意デアル

○中原委員 今土屋委員ノ本員ニ對スル質問ニ對シテ、答辯シテ宜シウゴザイマスカ

○作間委員長 宜シウゴザイマス

○中原委員 昨日私ガ此委員會ニ於テ申述ベマシタ意見ハ、賣藥法ノ改正、即チ殊ニ其賣藥ノ内容ヲ公示セシムルト云フコトニ向ッテハ、全然同感デアルト云フコトハ私言明シテ居リマス、唯花柳病豫防法ノ此法律中ニ此項目ヲ加ヘ

云フコトニハ少シモ觸レテ居ラヌカ

○宮島委員 先程私カラ小委員會ノ結果ヲ報告致シマシテ、精神ニ於テ何レ

○信太委員 私ハ本月初メテ委員ニ參

加シタ者デアリマスルガ、色ニ先程カ

ラ先輩諸君ノ權威アル御高説ヲ拜聽致

シマシテ、洵ニ感激ニ堪ヘマセヌ、殊ニ

テ、其場合ニ於テ、サウ云フコトヲヤルト云コトハ、却テ國民保健ノ上カラ、島君ハ他ノ見地カラ致シテ、最モ廣汎

詰リ花柳病豫防竝花柳病治療ニ向ッナル修正案ヲ御出シニナリマシタ、私

ノモ其御精神ニ於テハ洵ニ御同感デアリ

テハ、賣藥ヲ行使シテモ差支ナイモノ

アルト云フヤウナ觀念ヲ、國民ニ懷

カシメルト云フコトハ洵ニ危險千萬デ

サウ云フコトヲ入レルト云フコトハ宜

シクナイトシテ反対シタ、デアリマス

カラ精神ニ於テハ少シモ反対シテ居ラ

ナイ、ソレハ先刻星島君モ申サレタ通

リ、此場合ニハ不都合ハナイ、賣藥法ノ

改正ハ頗ル必要デアル、私モ同意デアル、ケレドモ先程小委員ヲ設ケテ、何ト

カシテ此案ヲ通過サセタイト云フ意味

カラ致シマシテ、何等カ妥協點ヲ見出

サナケレバ、此案ハ通過シナイト云フ

コトヲ見マシタカラ、私ハ其主張ヲ讓

リマシテ、サウシテ小委員會ニ於テ提

案セラレマシタル案ニ同意ヲ致シタノ

デアリマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマ

ス

○土屋委員 中原君ノ昨日ハ反対シ、

今日ハ御賛成、洵ニ其自ラ省ミルノ速

カナリシコトヲ、私ハ本案ノ爲ニ又中原君ノ爲ニ深ク喜ンデ居リマス、委細

諒承致シマシタ云フコトヲ申上ゲテ

タイト思フノデアリマス

○信太委員 私ハ本月初メテ委員ニ參

加シタ者デアリマスルガ、色ニ先程カ

ラ先輩諸君ノ權威アル御高説ヲ拜聽致

シマシテ、洵ニ感激ニ堪ヘマセヌ、殊ニ

テ、所謂之ヲ國民化サセルト云フコトニ付テハ、隨分尊ブベキ所ノ先例モア

ルノデアリマスルカラシテ、是ハ決シテ取締方法ニ付テハ考慮スベキコトハ

ナイダラウト思フノデアリマス、斯ク

私ハ純理論カラシテ斯ノ如キ法律ヲ制定サルルト云フコトハ、國民ニ對シマ

シテハ私ハ寧ロ非常ナル不快ヲ持ツ者

ノデアリマスケレドモ、是ハ國民ノ道德

心ニ想ヘマシテ、此法律ニ依リマシテ
我國ノ花柳病ヲ一掃シテ而シテ、此法
案ナルモノヲ速ニ法律カラ又除去スル
コトヲ得マシタナラバ、國民ノ風教上
カラ云ヒマシテモ、又優良ナル國民ト
致シマシテモ、吾ミノ最モ希望スル所
デアリマス、此點ニ付キマシテハ原案
竝小委員會ノ修正竝希望等ニ私ハ同意
ヲ表シテ、茲ニ深甚ノ敬意ヲ表スル次
第デアリマス

○土屋委員 私モ宮島委員ノ修正案竝
希望決議ニ對シテ贊意ヲ表スル者デ
アリマス、同時ニ之ニ對シマシテ星島
委員ヨリノ修正案ガ別ニ提出サレテ居
リマスルガ、星島委員ノ修正案ニ對シ
マシテハ、私モ本會議ニ於テ政府ニ質
問致シマシタ通リ、理想トシテハ其所
マデ行カナケレバ徹底致サナイト思フ
ノデアリマス、併ナガラ我國現在ノ衛
生立法ヲ見マスルト云フト、多クハ其
時其時ノ必要ニ迫ラレテ作ラレタモ
ノデアリマシテ、現在ノ國民保健ノ實
狀カラ見マスルト云フト、非常ニ蕪
雜デアッテ、ドウシテモ是ハ將來根本
的ニ系統ヲ正シテ大改正ヲスル必要
法案デアリマシテ、今日茲ニ現ハレマ
スル迄ニハ政府ニ於テモ可ナリ各方面
ノ事情ヲ斟酌サレテ、考慮研究サレタ
○作間委員長 別ニ御發言アリマセヌ

結果デアルト考ヘマスルシ、又一面花
柳病豫防ノ問題ハ、單ニ法律ノ力ノミ
ヲ以テ其目的ヲ達スルコトハ出來ズ、
柳病ニ關スル知識ノ啓發ニ努ムルト云
フコトガ相俟ツテ目的ヲ達スルニ必要
デアルト考ヘルノデアリマスカラ、先
づ此法案ハ先程星島委員カラノ御説ノ
通り、法案其物ノ形ニ於テハ如何ニモ
不徹底ノ極ミハアリマスケレドモ、漸
ヲ追ウテ完璧ヲ期シ、他ノ一面ニ於テ
ハ此法律其物ガ國民ニ向ツテ一ノ啓發
ヲ與ヘルト云フ意味ニ於テ、今日ハ此
程度デ宜シカラウト思フノデアリマ
ス、詳細ハ追ツテ本會議ニ於テ陳述致シ
タイト考ヘルノデアリマス、終リニ私
ハ此機會ニ於キマシテ、本案ノ委員會
君ノ只今申上ゲマシタヤウナ修正案、
私ハ改メテ茲ニ重ネテ朗讀スルコトハ
略シマス、此案ニ御贊成ノ方ノ舉手ヲ
ニ於ケル審議ニ際シテ、鈴木政府委員
ナイヤウデアリマスガ、念ノ爲ニ採決
致シテ置キマセウカ——ソレデハ星島
君ノ只今申上ゲマシタヤウナ修正案、
求メマス

〔贊成者舉手〕

○作間委員長 少數デアリマス、次ニ
委員會ヲ代表セラレテノ御報告ノ中
ニ、六箇條ノ希望條項ヲ決議トシテ附
加シタイ、而シテ其條項ノ內容ハ先刻
宮島君ガ御朗讀ニナリマシタ通り、唯
其條項ノ順序及字句ニ付テハ委員長
ガ適宜修正ヲシテ吳レテ宜イ、其點ダ
ケハ委員長ニ一任スル、斯ウ云フ御提
案ニ對シマシテハ星島君ニ於テモ、此
宮島君ガ御朗讀ニナリマシタ所ハ、原案ニ先刻宮
島君ノ御朗讀ニナリマシタヤウナ條文
レマシタル場合ニ於テハ、ドウゾ同ジ
ガ衆議院ヲ通過シテ貴族院ニ送付セラ
シテ満腔ノ敬意ヲ表シ（拍手）尙ホ本案
報告ニナリマシタ所ハ、原案ニ先刻宮
島君ノ御朗讀ニナリマシタヤウナ條文
ノ第七條、八條ヲ追加シ、尙ホ附則第一
項ノ次ニ、是亦先刻宮島君ノ御朗讀ニ
相成リマシタヤウナ一項ヲ加ヘルト云
フ修正案、只今申上ゲマシタヤウナ修
成ノ方ノ舉手ヲ求メマス

〔贊成者舉手〕

○作間委員長 别ニ御發言アリマセヌ

カ——ソレデハ先ヅ星島君提出ノ修正
案ハ原案ノ第五條ヲ、只今星島君ノ御
朗讀ニナツタヤウニ修正スル、新ニ第六
條ヲ加ヘル、是亦只今星島君ガ御朗讀
ニナツタヤウナ條項ヲ設クル、而シテ現
在ノ第六條以下ヲ順次繰下ゲル、斯ウ
云フ御意見デアリマス、此修正案ニ對
シマシテハ宮島、土屋兩君カラモ案ノ
精神ニハ頗ル贊成デアル、唯ニ併ナガ
ラ案其物ニ對シテ今俄ニ同意ヲ表シ難
シテ、別ニ他ニ贊成ノ御意見、御發議ハ
ナイヤウデアリマスガ、念ノ爲ニ採決
致シテ置キマセウカ——ソレデハ星島
君ノ只今申上ゲマシタヤウナ修正案、
求メマス

〔贊成者舉手〕

○作間委員長 多數、左様ニ決セラレ
マシタ、尙ホ修正ニ係ラザル政府ノ原
案ニ付テ、修正ニ係ラザル部分ノ政府
ノ提出ノ原案ニ付テ、御贊成ノ方ノ舉
手ヲ願ヒマス

〔贊成者舉手〕

○作間委員長 多數、次ニ宮島君ガ小
委員會ヲ代表セラレテノ御報告ノ中
ニ、六箇條ノ希望條項ヲ決議トシテ附
加シタイ、而シテ其條項ノ內容ハ先刻
宮島君ガ御朗讀ニナリマシタ通り、唯
其條項ノ順序及字句ニ付テハ委員長
ガ適宜修正ヲシテ吳レテ宜イ、其點ダ
ケハ委員長ニ一任スル、斯ウ云フ御提
案ニ對シマシテハ星島君ニ於テモ、此
宮島君ガ御朗讀ニナリマシタ所ハ、原案ニ先刻宮
島君ノ御朗讀ニナリマシタヤウナ條文
レマシタル場合ニ於テハ、ドウゾ同ジ
ガ衆議院ヲ通過シテ貴族院ニ送付セラ
シテ満腔ノ敬意ヲ表シ（拍手）尙ホ本案
報告ニナリマシタ所ハ、原案ニ先刻宮
島君ノ御朗讀ニナリマシタヤウナ條文
ノ第七條、八條ヲ追加シ、尙ホ附則第一
項ノ次ニ、是亦先刻宮島君ノ御朗讀ニ
相成リマシタヤウナ一項ヲ加ヘルト云
フ修正案、只今申上ゲマシタヤウナ修
成ノ方ノ舉手ヲ求メマス

今宣告致シタ通りニ修正可決致サレマ
シタ(拍手)是ニテ散會致シマス

午後零時十一分散會

昭和二年三月十八日印刷

昭和二年三月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社